

事務連絡  
平成26年11月19日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室

医療法第15条の2の規定に基づく業務委託におけるPFI事業の取扱いについて

標記については、これまで各都道府県等からの照会に対し、その都度、回答を行ってきたところあるが、今般、下記のとおり取りまとめたので、業務の参考として御活用いただくようお願いします。

記

病院、診療所等（以下「病院等」という。）の日常的な清掃業務については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）において再委託を認めていないところである。

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業（以下「PFI事業」という。）において、病院等とSPC（特別目的会社）が業務委託契約を交わし、SPCと構成企業等との間で契約を交わし、SPCから構成企業等に日常的な清掃業務を委託される場合、再委託に該当するが、次のいずれかに該当するときは再委託に該当しない。

- 1 病院等、SPC及び構成企業等との間で三者契約が締結されている場合
- 2 SPCは契約の事務手続や取次ぎのみを行い、病院等と構成企業等の間で実際の業務委託契約が締結されている場合
- 3 病院等が清掃業務を行う構成企業等をあらかじめ認識した上で、病院等とSPCとの間で、その旨が明示されたPFI事業契約が締結されている場合

（照会先）

医政局地域医療計画課医療関連サービス室（寺本、小野）  
電話 03-5253-1111（内線2538、2539）